## 貸与料金の算定根拠明細書

(宛先) 佐倉市長

リース事業者

住所 名称

代表者職・氏名

(EII)

(自署の場合、押印は省略できます。)

雷話番号

リース先

住所

氏名

(EII)

(自署の場合、押印は省略できます。) 電話番号

補助事業で導入する設備については、次のとおりであることについて間違いありません。 また、注意事項に記載されている内容について間違いがないこと、補助金交付後も遵守 することを誓約します。

税抜き金額
きり 差額(f) ((d)-(e))
;) ((d)-(e))
e) -

## (注意事項)

- ・ 補助金ありの場合のリース料総額(e)又はこれをリース期間で除した月額リース料金が、リース契約書で確認できること。リース契約書から、これが確認できない場合は、補助金額をリース料金から差し引いてリース契約を再締結するか、補助金額確定後もしくは入金後に補助金額をリース料から減額し、月々のリース料へ反映することを明記した覚書等をリース事業者及びリース先で締結のうえ提出すること。
- ・ 補助金ありの場合となしの場合のリース料総額の差額(f)が、補助金額合計(c)以上であること。
- ・ 佐倉市補助金の金額分は、月額リース料金を減額する形で貸与先に還元されること。 リース契約とは別に貸与先に支払われる形は認められない。
- ・ リース期間が財産処分制限期間より短い場合は、リース期間終了後にリース先が対象 設備を購入する契約となっていること。